

ご契約タイプ一覧表

満70才以上の方には別途ご契約タイプをご用意していますので、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

ご年齢に応じたご契約タイプをお選びください。(ご年齢は旅行出発日時点となります。)

①短期留学用プラン (保険期間31日まで)

満69才以下

ご契約タイプ	インフィニティプラン			一般プラン		
	85R	83R	81R	53R	51R	
傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	150万円～ 5,000万円	90万円～ 3,000万円	30万円～ 1,000万円	90万円～ 3,000万円	30万円～ 1,000万円	
治療・救済費用 (支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無制限 ^{※1}			2,000万円	1,000万円	
	(疾病応急治療・救済費用300万円限度) ^{※2}			(疾病応急治療・救済費用300万円限度) ^{※2}		
緊急歯科治療費用 ^{※3} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
疾病死亡	3,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	
個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品 ^{※4} (携行品1つあたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	30万円	30万円	30万円	30万円	20万円	
航空機寄託手荷物遅延 ^{※5} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
航空機遅延費用 ^{※6} (支払限度額)	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	
保険料	1日まで	4,920円	3,860円	2,800円	3,620円	2,460円
	2日まで	5,720円	4,640円	3,560円	4,250円	3,050円
	3日まで	6,440円	5,310円	4,180円	4,810円	3,530円
	4日まで	6,960円	5,810円	4,660円	5,240円	3,920円
	5日まで	7,850円	6,670円	5,490円	5,990円	4,590円
	6日まで	8,640円	7,420円	6,200円	6,640円	5,180円
	7日まで	9,260円	8,010円	6,760円	7,160円	5,630円
	8日まで	9,950円	8,640円	7,330円	7,700円	6,080円
	9日まで	10,510円	9,170円	7,830円	8,150円	6,490円
	10日まで	11,120円	9,730円	8,340円	8,620円	6,880円
	11日まで	11,730円	10,290円	8,850円	9,100円	7,290円
	12日まで	12,350円	10,860円	9,370円	9,590円	7,730円
	13日まで	12,940円	11,420円	9,900円	10,070円	8,140円
	14日まで	13,370円	11,850円	10,330円	10,430円	8,480円
	15日まで	13,830円	12,280円	10,730円	10,780円	8,800円
	17日まで	14,560円	12,960円	11,360円	11,350円	9,290円
	19日まで	15,570円	13,910円	12,250円	12,170円	10,020円
	21日まで	16,550円	14,850円	13,150円	12,970円	10,730円
	23日まで	17,410円	15,650円	13,890円	13,650円	11,330円
	25日まで	18,280円	16,470円	14,660円	14,340円	11,930円
27日まで	19,340円	17,470円	15,600円	15,200円	12,710円	
29日まで	20,270円	18,320円	16,370円	15,930円	13,320円	
31日まで	21,270円	19,270円	17,270円	16,730円	14,040円	

- ※1 無制限とは、治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救済費用を終身補償するものではありません。
- ※2 疾病応急治療・救済費用は保険期間31日までのご契約に限り、補償の対象となります。
- ※3 緊急歯科治療費用は、保険期間31日までのご契約に限り補償の対象となります。ご旅行中に緊急に要した歯科治療費用に限り、10万円をお支払いの限度とします。
- ※4 携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。
- ※5 1回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。
- ※6 1回の出発遅延など、搭乗不能または着陸地変更につき、2万円をお支払いの限度とします。
- ※7 現症・既往症とは次の場合をいいます。
・現在ケガや病気で医師の治療・投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期的な診療、治療・投薬のいずれかをすすめられている。
・これまで継続して1か月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガンを患ったことがある。